

清川村後援等名義使用の承認及び清川村長賞の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、清川村(以下「村」という。)の後援又は共催(以下「後援等」という。)名義使用の承認及び清川村長賞(以下「村長賞」という。)の交付に関する手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 各種団体等が主催する文化、芸術又はスポーツの振興その他村民の公共の福祉向上に寄与するコンクール、展覧会、競技大会、講習会、研究会、協議会、集会その他の行事及び催し物等をいう。
- (2) 後援 村が団体等の実施する事業の目的や趣旨に賛同し、名目的に参加することをいう。
- (3) 共催 村が事業の企画又は運営に参加し、事業の経費の全部若しくは一部を負担することにより、又は国等が主催等する事業のうち村の行政運営上賛同の意を表明する必要があるものについて、人的援助その他の必要な援助を行うことにより、村が共同主催者として責任の一部を分担することをいう。
- (4) 団体等 次に掲げる団体をいう。
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 学校又は学校の連合体
 - ウ 公益法人、特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体
 - エ 新聞社、放送局又はこれに準ずる団体
 - オ 村内を活動拠点とし、又は村内にその事務所を置き、スポーツ、芸術、文化等の振興その他福祉の増進に寄与することを目的として組織され、現に活動している団体
 - カ その他村長が特に必要と認める団体

(申請できる団体等)

第3条 後援等名義使用の承認及び村長賞の交付を申請できるものは、前条第4号のいずれかに該当する団体等でなければならない。

(後援等名義使用)

第4条 村長が使用を承認する名義は、清川村とする。

2 後援等名義使用の承認を受けた事業の主催者(以下「主催者」という。)は、当該事業に関し発行する印刷物等に、村が後援等をしている旨の表示をし、又は村が後援等をしている旨を公表することができる。

(村長賞の交付)

第5条 第3条に該当する団体等は、事業の充実を図るため、必要に応じて村長賞の交付を申請することができる。

2 村長賞は、当該事業に係る賞の贈呈者名に、村長の名義を使用するものとする。

3 村長賞は、主催者を通じて顕彰すべき対象者に交付するものとし、賞状以外の物品及び金品等の提供は行わない。ただし、村長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(後援等名義使用の承認及び村長賞の交付基準)

第6条 後援等名義使用の承認及び村長賞の交付を行う事業は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 事業の目的及び内容が本村の教育、芸術の向上及び事業の参加者の活動意欲の向上発展に寄与することが期待できるものであること。

(2) 広く村民を対象とする事業であって、特定の会員を対象としない一般公開のものであること。

(3) 原則として、村内が開催地であること。ただし、村民の幅広い参加が期待でき、又は本村のイメージアップが期待できる事業である場合は、この限りはない。

(4) 参加料、入場料、観覧料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。

(5) 過去に後援等の承認を受けたことがある団体等である場合、当該団体等が次に掲げる事項に該当しないものであること。

ア 偽りその他不正な手段により承認を受けたことがある。

イ この要綱に違反したことがある。

2 前項の規定にかかわらず、村長は事業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、後援等名義使用の承認及び村長賞の交付は行わないものとする。

- (1) 特定の政治活動及び宗教活動に係る事業
 - (2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業
 - (3) 明らかに公共性を有しない事業
 - (4) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業
 - (5) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業
 - (6) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業
 - (7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認められる事業
 - (8) 今後の行政運営に支障を来すおそれがある事業
- (申請手続)

第7条 後援等名義使用の承認及び村長賞の交付を受けようとする団体等(以下「申請者」という。)は、事業を実施しようとする1箇月前までに、清川村後援等名義使用承認(清川村長賞交付)申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業を主催する団体等の定款、寄附行為、規約、沿革、その他団体等の概要が分かる書類
 - (2) 役員及び事業関係者の住所、氏名、役職名等が分かる書類
 - (3) 事業計画書等事業の目的及び内容が分かる書類
 - (4) 入場料、参加料その他費用を徴収する場合には、事業に係る収支予算書
 - (5) 村長賞を交付申請する場合には、賞状の文案
- (承認及び交付の決定)

第8条 村長は、申請書を受理したときは、第6条に定める承認及び交付基準に基づいて内容を審査し、適当と認めた場合は、申請者に対し清川村後援等名義使用承認(清川村長賞交付)通知書(以下「承認通知書」という。)により、その承認をしないときは、清川村後援等名義使用(清川村長賞交付)不承認通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の承認通知書には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事業計画に変更が生じた場合は、承認事項変更届出書により、速やかに届け出ること。

(2) 事業の実施に関して問題が生じた場合は、主催者の責任において処理しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により承認を受けたと認められた場合

(2) 法令に違反した場合

(3) 決定の際に付した条件に違反した場合

2 村長は、前項の規定による取消をしたときは、速やかに清川村後援等名義使用承認(清川村長賞交付)取消通知書により主催者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、決定を取り消された主催者は、交付を受けた承認通知書を村長に返還するものとする。

4 第1項の規定による決定の取消しにより、主催者に損害が生じる場合において、村長は賠償の責を負わないものとする。

(事業終了後の報告等)

第10条 後援等名義使用の承認及び村長賞の交付を受けたものは、事業実施の状況又は受賞者の住所、氏名等の状況等について、当該事業終了後1箇月以内に清川村後援等名義使用承認(清川村長賞授与)事業実施報告書に次に掲げる書類を添付し、村長に報告しなければならない。

(1) プログラム、ポスター、チラシ等各1部

(2) 事業の実施状況がわかる写真等

(3) 受賞した作品等の写真又は記録(村長賞の交付を受けた場合)

(4) 収支決算報告(料金を徴収した場合)

2 報告書の提出がない場合は、次年度以降の後援等を行わない。

(事務の主管課等)

第 11 条 後援等名義使用の承認及び村長賞の交付に係る事務は、村長決裁とし、当該事業の内容と関係する事務を所掌する課等が、総務課長に合議のうえ行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。